

2023.7~2024.6 第 3300 回 2024 年 (令和 6 年) 3 月 19 日 No.35

笠岡ロータリークラブ (KASAOKA ROTARY CLUB)

〒714-0086 岡山県笠岡市五番町 6-20

http://kasaokarc.com

Tel : 0865-63-5226 Fax : 0865-63-5229 Mail : kasa-rc@kcv.ne.jp



世界に希望を生み出そう

RI テーマ.....『世界に希望を生み出そう』

地区スローガン.....『希望の種を播きましょう。育てましょう。』

本日 3 月 19 日のプログラム : 藤井幸治副会長 「PETS 報告」

次回 3 月 26 日のプログラム : 花見夜間例会 (白雲大社本院)

..... **第 3299 回 2024 年(令和 6 年)3 月 12 日例会記録**

★点鐘・司会 津田会長 ★ソング 我等の生業 ★食事 カツカレー (100 万^{ドル}ランチ) ★天気 雨のち曇り

★会長挨拶

みなさま、よくお越し頂きました。一雨ごとに、春に近づいて来ています。徐々に暖かくなっています。さて、ロータリーでは 3 月は、『水と衛星月間』です。現在、世界の水の危機と言われています。9 億人もの人々が生きていくために汚れた水を飲んでます。そのような中で、先日このような記事を読みました。「世界から水をかき集める日本!」世界の水資源消費量は、アメリカに次いで第二位の大量消費国ということです。私たちの普通の生活のために、想像する以上に途上国の生活を破壊しているということです。今一度、私たちの水に対して考える時期だと痛感しました。

★会長報告

- ・3/6 (水) 岡山 RC 創立 90 周年記念式典がホテルグランヴィア岡山にて開催され岡本幹事と私が出席致しました。
- ・3/10 (日) IM 記念ゴルフ大会が笠岡 CC にて開催されました。ご参加の皆様、お疲れ様でした。

★定例理事会報告

- 第 1 号議案 : 職場例会事業報告書について承認されました。
 - 第 2 号議案 : クリスマス家族会事業報告書(再上程) について承認されました。
 - 第 3 号議案 : ポリオブラスソサエティーへの協力についてクラブから最低 4 名で登録する事が承認されました。
- 報告・依頼事項 小堀会員から 3 月 5 日付にての出席規定適用免除申請が提出されました。

本日はロータリー創立 119 年と 19 日にあたります。
笠岡ロータリークラブは創立 67 年と 269 日にあたり第 3299 回の例会です。

★幹事報告

- *ガバナー事務所より米山記念奨学生との交流事業のお礼状が届きました。回覧致します。
- *その他連絡
 - ・岡山 RC より創立 90 周年のお礼状が届きました。回覧致します。
 - ・おかやま山陽高等学校インターアクトクラブより令和 5 年度会計及び活動報告①が届きました。回覧致します。
 - ・3/14 (木) 笠岡グランドホテルが電気設備の工事・点検のため全館停電となり閉館されます。そのため 3/14 は事務局はお休みとなります。工事が翌 3/15 (金) までかかった場合は 3/15 も事務局はお休みとなります。

★委員会報告 ありません

★出席報告

| 会員数(出席免除者) | 出席者数(出席免除者) | 出席率(%) | 前々回(2月27日)補正 |
|--------------|-------------|--------|---------------|
| 38+ (10) =48 | 31+ (6) =37 | 84.09% | 82.22%⇒95.56% |

当日欠席者 (7 名) 山本國春君・大山桂之君・久我久徳君・山本義和君・三好陽子君・奥野慶大君・齋藤丘君

ZOOM 出席者 (0 名)

前々回補填者 (6 名) 坂本亮平君・山本國春君・吉本直樹君・小見山直己君・枝木亮大君・三好陽子君

★SAA

津田謙二君・藤井幸治君・岡本章君・吉岡大介君：本日は片岡靖隆会員に「最近の判例事情について」として卓話をいただきます。久しぶりの会員卓話でもあり楽しみにしております。片岡会員宜しくお願い致します。

松尾明君：週報に IDM の写真が載りました。

片岡靖隆君：週報に写真が載りました。本日の卓話よろしくお願い致します。

原田周二君：片岡会員、卓話楽しみにしております。

★プログラム：片岡靖隆会員「最近の判例事情について」

★ゲスト：おられません

★ビジター：おられません

★プログラム予定

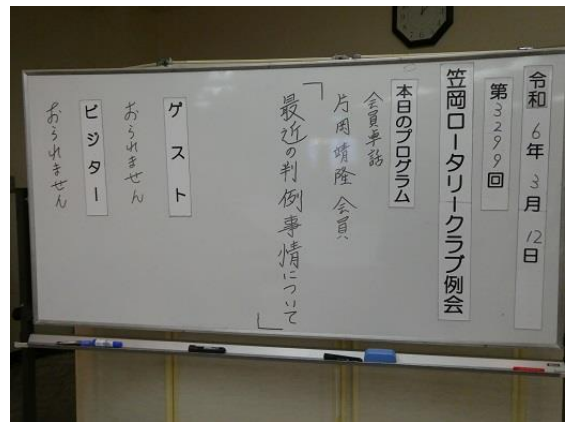
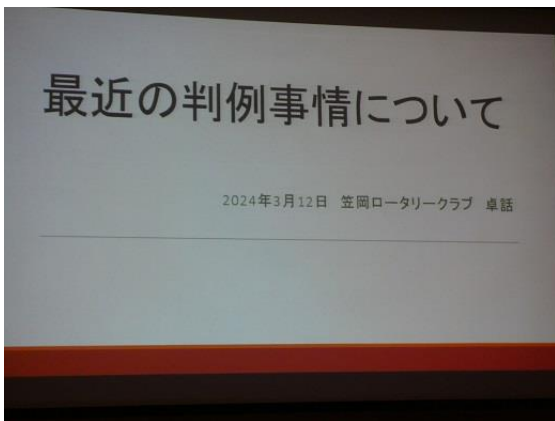
- 4/2 社会福祉法人笠岡市社会福祉事業会 岡田圭二様「知的障害者福祉の現状について（仮）」
- 4/9 中田智明会員「相続登記の義務化について（仮）」
- 4/16 IM 報告
- 4/23 宗教法人大仙院住職 増井厚博様「心の行方～輪廻について～」

★行事予定

- 3/24 IM (笠岡 GH)
- 4/7 地区研修・協議会 (岡山コンベンションセンター)
- 4/27 IA 地区協議会 (新見公立大学)
- 4/28 4 クラブゴルフ大会 (吉備 CC)
- 5/12 クラブ活性化ワークショップ (岡山コンベンションセンター)

★配布物 ありません

四つのテスト：真実かどうか みんなに公平か 好意と友情を深めるか みんなのためになるかどうか



慰謝料の世界

- ・男女間のトラブル
- ・ハラスメント
- ・名誉・プライバシー
- ・医療事故
- ・公害・薬害
- ・相隣関係
- ・労働関係
- ・交通事故(自動車以外)
- ・工作物・営造物
- ・子どもの権利
- ・消費者取引・金融取引
- ・国家賠償請求
- ・犯罪被害者
- ・専門家責任

名誉毀損等の慰謝料

- ・雑誌の場合 500万円
芸能事務所、代表者→週刊誌 請求額各6000万円
芸能事務所に500万円、代表者に100万円を支払え
- ・新聞の場合 500万円(合計で)
私人→新聞社社長、本部長、ウェブサイトの元管理人
以下、慰謝料算定の実務(第3版)より抜粋

名誉毀損等の慰謝料

- ・匿名掲示板 200万円
原告 歯科医師 被告 歯科医師、広告会社
- ・SNS 300万円
+開示のために要した費用の賠償の認容もありうる
- ・私人間の手紙等 30万円(請求額300万円)
同じ会社の妻5名で構成されるLINEグループへの投稿

ハラスメントの慰謝料

札幌地裁令和3年6月23日判決
認定額150万円 取締役→支店長
ホテルに遊びに行きたいか「抱いちゃおうかな」との発言
夜に「ホテルに遊びに行きたいのです」等のメッセージを送信したり電話したり
密室のカラオケ店で突然キスをして胸を触ったりした
…被害者は抑うつ状態となり休職
他の従業員に相談したところ加害者に知れ、加害者は指導の名の下でハ
行ったことも認定

ハラスメントの慰謝料

奈良地裁令和3年10月6日判決
認容額10万円 教師→小学生
被害者がいじめに遭ったため加害者と被害者及び相手
方児童と小指を絡ませ、うそをついたら先生とキスをする
という趣旨の発言をした。他の児童との間のいじめにつ
いても、指切りをしたうえで同様にキスをするという趣旨の
発言をした。

ハラスメントの慰謝料

高松高裁令和2年12月24日判決
認容額2500万円 取締役→従業員
繁忙期に無許可で休暇を取得したと誤解し激しい剣幕で
怒鳴りつけ、休日中の被害者を呼び出し、経営者が扱うべき
事項について感情的で厳しい口調で改善点をまとめた文書
を読み上げ指導するなどした。被害者は重度ストレス反応を
発病し、自殺した。なお、恒常的な長期間労働も背景にある
と認定されている。

定額残業代について

裁判所の考え方

労働基準法37条は、…割増賃金を支払うことを義務付けるにとどまり、…雇用契約に基づき、上記方法以外
の方法により算定された手当を時間外労働等に対する対価として支払うことにより、同条の割増賃金を支払うこ
とができる。

…割増賃金を支払ったものといえるためには、通常の労働時間の賃金に当たる部分と同条の割増賃金に当
たる部分とを判別することができる必要がある。

雇用契約において、ある手当が時間外労働等に対する対価として支払われるものとされているか否かは、雇
用契約に係る契約書等の記載内容のほか、具体的事案に応じ、使用者の労働者に対する当該手当等に關する
説明の内容、労働者の実際の労働時間等の勤務状況などの諸般の事情を考慮して判断すべき。

その判断に際しては、労働基準法37条が時間外労働等を抑制するとともに労働者への補償を実現しようとする
趣旨による規定であることを踏まえた上で、当該手当の名称や算定方法だけでなく、当該雇用契約の定める
賃金体系全体における当該手当の位置付け等にも留意して検討しなければならないというべきである。

定額残業代について

裁判所の考え方 4 国際自動車事件(最高裁令和2年3月30日判決)

「使用者が、労働契約に基づく特定の手当を支払うことにより労働基準法37条の定める割
増賃金を支払ったと主張している場合において、上記の判別をすることができるというた
めには、当該手当が時間外労働等に対する対価として支払われるものとされていることを要
するところ、当該手当がそのような趣旨で支払われるものとされているか否かは、当該労働
契約に係る契約書等の記載内容のほか諸般の事情を考慮して判断すべきであり(前掲
最高裁平成30年7月19日第一小法廷判決参照)。その判断に際しては、当該手当の
名称や算定方法だけでなく、上記アで提示した同条の趣旨を踏まえ、当該労働契約の定める
賃金体系全体における当該手当の位置付け等にも留意して検討しなければならないとい
うべきである。」

さいごに

適格消費者団体 特定非営利活動法人消費者ネットおかやま

定期購入に関する訴訟において、勝訴判決

・代金未納がない消費者に対し、代金を請求してはならない等の判決
判決文は消費者ネットおかやまのホームページに掲載されています。

<https://okayama-con.net/sasidome.html>

